

整理番号	20-1	事務事業名	一時保育事業		作成部署	保健福祉部児童家庭課	電話	内線801
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村 弘志	課長職名	八町 史郎	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H15	根拠法令等	北広島市一時保育事業実施要綱					
"終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	近年の保護者等の就労形態の多様化、急病、育児疲れ等に伴い一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育事業を実施することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とする。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	児童福祉	(第3節)
	施策	子育て支援の充実	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	児童福祉法第24条の規定による一般的な保育の実施の対象とならない児童のうち、一時保育を必要とする1歳6ヵ月から就学前児童及び保護者	
	意図(何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか)	パートタイム就労や短時間勤務など勤務形態の多様化や核家族化の進行により家族社会が変化するなかで、保護者の急病・看病等や専業主婦家庭の育児疲れ解消など、一時的な保育の需要に対応することにより地域の子育て支援の充実を図る。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	平成15年6月から市立すみれ保育園で実施～1日6名定員 午前9時～午後5時まで 3歳未満児日額2,000円・3歳以上児1,200円・別途給食代300円(生保・母子・身障非課税世帯減免制度あり) 非定期型保育サービス事業(保護者の短時間・不定期勤務に対応する保育)～月12日以内 緊急保育サービス事業(保護者の傷病・入院等に対応する保育)～月12日以内 私的理由保育サービス事業(専業主婦家庭の育児疲労ストレス解消に対応する保育)～月2日以内
	17年度	・同上(継続実施) ・国補助制度の改正(特別保育事業 保育対策等促進事業)	

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金	421	708	906	906
	地方債				
	その他特財	661	1,162	1,432	1,432
	一般財源	2,337	1,680	1,036	1,036
	合計	3,419	3,550	3,374	3,374
人件費(概算)	人数(年間)	0.05	0.05	0.05	0.05
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	450	450	450	450
総事業費 +		3,869	4,000	3,824	3,824

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	年間延べ利用件数 (件)	427	674	840	1,008
	(利用内訳) (件)	非定期259・緊急62・私的106	非定期379・緊急117・私的178		
	実利用人数 (件)	66	110		
	(利用内訳) (件)				
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	定員充足率	25%	40%	50%	60%
	$\frac{\text{年間利用件数}}{\text{開園日280日} \times \text{定員6名}}$				
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	利用1件当たり経費	9,060円	5,935円	4,552円	3,794円
	(総事業費 / 年間延べ利用件数)				

**3 評価(チェック)と改善(アクション)**

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等 経済的理由、女性の社会進出、核家族化などにより、近くに子どもを預けられる祖父母や友人もいない環境の中、パート就労や病気のため、さらに保護者の子育てのストレス解消などのために、子どもを安心して預けられる場所が一時的に必要な状況にある。また、近年の少子化の進行に歯止めをかけるため、国全体で子育て支援策に力を入れている背景もあり、一時保育事業と同種の短時間・休日・延長等保育サービス事業の展開が求められる。(石狩管内全市実施済)

**【妥当性の評価と改善の方法等】**

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	国の補助事業により実施している事業であり、当面市が実施すべきである。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	景気低迷の社会情勢の中、女性の短時間就労勤務の増加や、在宅乳幼児の保護者の育児ストレス解消に効果的である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	他の保育園が定員を超え入所児童を受入れており、実施可能な保育園がすみれ保育園のみであった。市立保育園で実施することで一時保育の方法や指針を私立保育園へ示すことでも効果的である。	今後一時保育の需要が増加した場合、他の保育園での実施と同種の子育て支援事業の実施検討が必要となる。
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	国の補助基準額や他市町村の利用料を参考に算出している。	今後の事業経費や補助基準額(補助金)の変化により、随時見直しは必要である。

**【有効性と効率性の評価と改善の方法】**

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	利用希望者に対する成果は、上がっていると思われるが、定員に対する利用率は低い。	広報活動など事業の周知を行うことで、制度が定着していくものと考えられる。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	国の補助を利用した事業であり、市が実施主体。一時保育事業は利用人員・日数が見込めず、当日キャンセルも多く、経費面の負担は現状の補助事業利用が効率的	個別保育だけでなく通常保育の中での保育の検討や一時保育に代わる同種の保育事業(ファミリーサポートセンター事業・特定保育事業)の検討

**【事務事業担当部局内優先度】**

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

**4 総合判定と今後の方向性**

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	次世代育成支援計画の中で、平成21年度を目標として実施箇所を1箇所増やし2箇所としている。今後は、NPOや子育てサークル等団体の協力を得ながら、同種の子育て事業であるファミリーサポートセンター事業の実施検討など、多方面から総合的に市の子育て支援事業を推進していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	一時保育と同種の保育事業(ファミリーサポートセンター事業・特定保育事業)の検討や、NPOや子育てサークル等団体等による託児事業などについても実施の検討をしていく。 実施箇所の増については、利用状況や新たな保育事業の動向を見ながら、判断する。